

建築設計業務成績評定要領の 標準化と業務実績等の共有 データベース化の推進について

(前)国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

あきづき そうじろう
課長補佐 秋月 聡二郎



はじめに

公共工事の品質確保に当たっては、調査および設計の品質確保が重要な役割を果たしており、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)第3条第7項においても、その旨が明記されています。

また、同法第8条第1項に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成17年8月26日閣議決定)において次のように記載され、公共工事の発注者に対して、調査・設計にかかる成績評定要領の標準化と業務実績等の共有データベース化が努力義務として掲げられています。

「発注者は、...業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行うものとする。成績評定の結果は、業務を遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果たすことから、国と地方公共団体との連携により、調査・設計の特性を考慮した評定項目の標準化に努めるとともに、発注者は、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進めるよう努めるものとする。」

これを受けて、国土交通省大臣官房官庁営繕部では、国(各省各庁)、都道府県および政令市が

共通して利用可能な建築設計委託業務成績評定要領の原案(以下「共通原案」という)を作成するとともに、各機関の業務実績や成績評定結果を共有することができるデータベースの構築を推進しています。



設計業務成績評定の標準化の 検討経緯について

設計業務成績評定の標準化については、国の機関により構成される中央官庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会と、国土交通省と都道府県および政令市により構成される全国営繕主管課長会議の幹事会において、平成17年度から2カ年にわたる検討が行われ、平成18年度末までに共通原案がとりまとめられました。



共通原案の構成等

共通原案は、次の三つで構成されています。

- ① 建築設計等委託業務成績評定要領作成指針
- ② 標準採点表の運用について
- ③ 標準採点表

このうち、上記①は各機関が設計業務等の成績評定を行う際の基本的なルール(要領)を定めるための指針となるもので、要領に盛りこむべき「標準的な項目」(目的、評定の対象、評定者、評

定の方法，評定の時期，評定の結果の通知，評定の修正，説明請求等，再説明請求等）と各項目に対する「記載の考え方」をまとめたものです。

また，上記②は「標準採点表」の成り立ち（評価項目，評価細目，評定点の種別）と，その利用（採点者，評定点の算出方法）について記載しています。

また，上記③の「標準採点表」は，各機関の成績評定に直接利用できるように表計算ソフトで作成されています。



共通原案に基づく成績評定の考え方

共通原案に基づく成績評定の考え方は次のとおりです。

(1) 成績評定の目的，評定者，評定期期

成績評定は，「設計等委託業務の品質確保」を目的として，対象業務の監督（調査）を行う職員および検査を行う職員が，業務（検査）完了後速やかにこれを行うこととしています。

(2) 成績評定結果の通知，説明請求等

成績評定結果は，対象業務の受注者に遅滞なく通知することとし，通知を受けた者は通知内容についての説明請求と，説明内容に対する再説明請求ができることとしています。

(3) 成績評定の方法

成績評定は標準採点表を用いて行うこととしています。その内容は次のとおりです。

今回の標準採点表の一つの特徴として，評価項目を基礎的な内容に関する項目（以下「基礎項目」という）と創意工夫に関する項目（以下「創意工夫項目」という）に区分したことが挙げられます。

建築の設計には，計算や製図などの技術的な側面と，空間構成や外観デザインなど創意工夫を要する創造的な側面が含まれますが，単純な外壁補修の設計など，業務によっては創造的な側面が著しく小さいものがあります。これまでの，（評価項目を区分しない）従前の採点表では，そういった業務（創意工夫の余地の小さい業務）の採点を

行う場合，そもそも創意工夫項目が評価できないために点数が低く出てしまうという問題が生じていました。今回，評価項目を基礎項目と創意工夫項目の二つに区分し，そういった業務については創意工夫項目を採点せず，基礎項目のみで評価することとしたのは，このような問題に配慮してのことです。

① 評価項目

成績評定結果の共有化のため，評価項目および配点は各機関で「横並び」としました（表 1 参照）。なお，各機関において独自の評価項目の追加を可能としていますが，成績評定結果の共有化のためには，追加項目の点数と，表 1 の評価項目の点数とは別々に集計する必要があります。仮にそれらを合算してしまうと，項目の追加を行った機関と行わなかった機関で評定点の持つ意味が違ってしまうからです。

② 評定点の種別

標準採点表（表計算ソフトにより作成）を用いて採点を行うと，業務評定点（総合点および基礎点）および管理技術者評定点が集計・表示されます。各評定点の定義は次の a～c のとおりです。

a 総合点：基礎項目および創意工夫項目の得点から求められる評定点

b 基礎点：基礎項目の得点から求められる評定点

c 管理技術者評定点：管理技術者に係る評価項目に対する得点から求められる評定点

ただし，創意工夫の余地の小さい業務については，創意工夫項目の採点を行わないこととしているため，総合点と基礎点は同一の点数になります。

ここに，創意工夫の余地の大小の判断基準は次によることとしています。

（創意工夫の余地の大小の判断基準）

創意工夫の余地の大きい業務は，次のいずれかを満たす業務とし，創意工夫の余地の小さい業務は，当該業務以外の業務とする。

イ 一級建築士でなければできない設計，も

しくは一級建築士または二級建築士でなければできない設計（設計の一部のみを発注する場合を除く）

□ 上記イ以外の業務のうち、業務の内容が高度な知識または高度な構想力もしくは応用力を必要とする業務

+（採点結果に基づく加減点数
（35点満点に換算した値））

ただし、設計等委託業務の内容は、例えば、業務によって建築分野と設備分野のウエイトが異なる場合があるなど多種多様であるため、加減点数を算出する際の各採点者の配点比率については、対象業務の内容に応じて定めることとしています。

③ 評定点の算出

業務内容に応じ、建築、構造、設備、積算などの各分野のうち関連分野の採点結果に基づき、次の考え方により評定点が算出されます。

（評定点）= 65点（必要最低限の対応が見られた場合の点数（標準点））



業務実績等の共有データベースの構築について

国土交通省大臣官房官庁営繕部では、業務実績等の共有データベース化を推進するためのパンフ

表 1 標準採点表の評価項目と配点

項目	評価分類	評価項目	評価の視点	配点		
				調査職員	検査職員	
基礎項目	業務の実施能力	業務実施体制	実施体制	1		
		管理技術者の能力 （業務全体に関する評価）	業務の全体把握	0.5		
			工程管理（全体）	0.5		
			取り組み姿勢，責任感の強さ	0.5		
			説明力（プレゼンテーション力），協調性	0.5		
		主任担当技術者の能力 （担当分野に関する評価）	他分野との調整	0.5		
			工程管理	0.5		
			取り組み姿勢，責任感の強さ	0.5		
			説明力（プレゼンテーション力），協調性	0.5		
			業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	記載の程度	2
				途中成果物の内容	2	
	調整および説明，対応の迅速性	打合せ内容の理解，記録 指示，協議事項への対応		1 1		
	与条件の理解，業務への反映 （設計提案）	与条件の理解，円滑な業務遂行，技術的検討 仕様書，基準類の理解 施工に関する一般的な知識（診断業務では評価しない）		1.5 1.5 1		
	業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	4	4	
			成果物の内容（積算業務，診断業務では評価しない）	4	4	
			資料等の整理，指示，協議事項への対応		4	
	小計				23	12
	合計				35	
	積算業務，診断業務を単独で発注する場合は，小計，合計が異なる。					
	創意工夫項目	業務の実施状況	調整および説明，対応の迅速性	設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	1	
提案力，業務執行技術力			創意工夫，積極的な提案	1.5		
			専門的な知識，法令等の理解，特定行政庁等との調整	1.5		
業務目的の達成度		課題への対応	物理的条件，社会的条件	2	2	
			要望，コスト	2	2	
			小計	8	4	
合計				12		

レットを作成・配布するなどして、広く公共建築の発注者に対して、その重要性に関する理解を求め、共有データベースの構築への参画を呼びかけています（本パンフレットについては、国土交通省のホームページの「組織別情報」「官公庁施設」「施策紹介」からダウンロードできます）。

また前出の中央官庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会および全国営繕主管課長会議において、成績評価結果の活用について「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の活用を視野に入れたデータベース化に努める」ことが合意されています。

6 PUBDIS の再構築について

公共建築設計者情報システム（PUBDIS）は、公共建築に関する設計者選定を支援するシステムとして、平成8年度から運用が開始されていますが、平成17年6月に開催された営繕積算システム等開発利用協議会（国土交通省、都道府県および政令市により構成）において、セキュリティの強化と操作性等の改善を目的として、平成18年度までの2カ年度をかけて再構築を行うこととされました。

再構築に当たっては、業務実績等の共有データベースとしての機能が強化されるとともに、データの信憑性向上を目的としたデータ登録のルールが定められています。

(1) 共有データベースとしての機能強化

設計等委託業務の業務実績データを設計者選定に一層活用するためには、各発注機関の業務実績が「漏れなく」データベース化されることが重要です。このため、今回の再構築では「業務単位での」登録がより適切に行えるようになっていきます。

従来から、国土交通省営繕部発注の一定規模以上の設計等委託業務については、業務委託仕様書上に PUBDIS への登録を義務付け、その実績が「業務カルテ」として漏れなく登録されるようにしてきたところです。しかしながら、旧 PUBDIS

の「業務カルテ」では、登録される情報が必ずしも十分でなく、また協力事務所の記載ができず、登録データの保存期間が不明確であるなどの問題がありました。今回の新 PUBDIS では、それらの問題が解消されるとともに「成績評価結果」の（発注者による）入力が可能になっています。なお、成績評価結果の共有化に関しては、各機関の組織内に限定して閲覧・検索できるようにするか、他の機関と共有化するかが選択できるように設計されています。

(2) データの信憑性向上のための登録ルールの明確化

「業務カルテ」データの信憑性を高めるため、登録のルールが明確化されています。

具体的には、発注者の義務付けによる「業務カルテ」登録には、発注者自身のデータ確認が必須となり、設計等業務の受注者が仮入力したデータ内容を、発注者が確認・押印してはじめてデータベース上での閲覧・検索が可能になる仕組みとされました。

7 おわりに

公共建築の発注件数は民間建築に比べて著しく少ない上に、既存ストックの有効活用が重要な課題となっている現状にあって、その件数はますます限られることが見込まれるため、個々の発注機関が自らの業務実績だけを評価して設計者選定を行うには限界があります。

今後、国や地方公共団体等の公共建築発注者が同じルールで設計等委託業務の成績評価を行うとともに、各機関による業務実績・成績評価の共有データベースへの登録が促進されれば、各機関の業務実績等が相互に参照できるようになり、発注者はより多くの情報に基づいて適切な設計者選定を行うことができるようになります。

適切な設計者選定が行われることによって設計の品質が確保され、結果として公共建築の品質確保につながると考えています。